

神奈川県 鎌倉・逗子・葉山地域 循環型社会形成推進地域計画

鎌 倉 市
逗 子 市
葉 山 町

平成 29 年 12 月 15 日 作成
(平成 30 年 11 月 20 日) 変更
(令和元年 11 月 27 日) 変更
(令和 2 年 12 月 2 日) 変更
(令和 3 年 3 月 31 日) 変更
(令和 3 年 12 月 28 日) 変更

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況	3
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	4
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	4
(2)	生活排水の処理の現状	5
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	9
(4)	生活排水処理の目標	11
3	施策の内容	15
(1)	発生抑制、再使用の推進施策一覧	15
(2)	処理体制	24
(3)	処理施設等の整備	29
(4)	施設整備に関する計画支援事業	31
(5)	その他の施策	32
4	計画のフォローアップと事後評価	35
(1)	計画のフォローアップ	35
(2)	事後評価及び計画の見直し	35

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名 鎌倉市・逗子市・葉山町
 面積 73.99 km²
 人口 265,002 人(平成 28 年 10 月 1 日現在)

表 1 対象地域の内訳

市名	鎌倉市	逗子市	葉山町	計
面積 (km ²)	39.67	17.28	17.04	73.99
人口 (人)	172,337	60,556	32,109	265,002



図 1 対象地域図

(2) 計画期間

本計画は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 7 年間を計画期間とする。
 なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、適宜見直すものとする。

(3) 基本的な方向

ア 背景

鎌倉市、逗子市、葉山町で構成する鎌倉・逗子・葉山地域は、神奈川県南東部、三浦半島の内部に位置し、南側に面する海からの影響で、内陸部に比べ夏は涼しく冬は暖かく、避暑避寒の地として知られている。総面積は 73.99 km²で、神奈川全域の約 3.1%

を占めている。

ごみ処理施設の状況をみると、鎌倉市では、二つある焼却施設のうち今泉クリーンセンターでの焼却を平成 27 年 3 月に停止する一方、名越クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施して延命化をはかったが、令和 6 年度に施設の稼働を終える予定としており、将来にわたって安定したごみ処理を継続していくため、ゼロ・ウェイストを目指してごみの減量・資源化を進め、持続可能な処理体制の構築を目指している。また、現在、焼却残さは最終処分場への埋立ては行っておらず、すべて熔融固化処理をしている。

逗子市では、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて環境クリーンセンターの基幹的設備改良工事を実施し、延命化を行っている。また、最終処分場の残余量もわずかとなっていることから、平成 26 年度から焼却残さの熔融固化処理を外部委託で実施し、さらに平成 28 年度から破碎残渣も熔融固化処理を実施し、最終処分を行っていない。

葉山町では、クリーンセンターの焼却施設を平成 22 年 11 月に停止し、その後、可燃ごみ全量を外部委託にて焼却処理を実施している。

以上のような状況から 2 市 1 町は、焼却量の減量化と最終処分量の削減が課題となっている。

イ 施策の方向

鎌倉市は、生活系ごみの発生抑制、再使用、再生利用の促進に努めた結果、リサイクル率が 52.6%(令和元年度(2019 年度)実績)と神奈川県内でも最高水準を維持しており、これからも循環型社会の形成に向けて環境負荷の低減を図るとともに、ごみの減量・資源化をさらに推進していく考えである。平成 27 年 4 月から、「燃やすごみ」、「燃えないごみ」については指定袋による有料化を実施している。家庭系生ごみの資源化については、施設整備に向けて検討を行っており、引き続き最適な施設整備の方法及び収集方法等の検討を行っていく。事業系ごみについても、生活系ごみと同様に事業活動におけるごみの発生抑制と資源物等の分別徹底が必要であることから、排出事業者に向けた啓発及び指導を行っていく。事業所への排出指導を推進するため、平成 25 年 1 月から今泉クリーンセンターにコンベア式の検査機と検査員を配置し、ピット投入時の検査を実施している。さらに、全量資源化に向け、混合ごみのまま処理が可能な縦型乾式メタン発酵による処理施設(民間事業者)での実証実験を、令和 3 年 8 月から開始している。

また、生活排水による環境負荷の低減を図るための施策として合併処理浄化槽の普及を進めるものとしている。

逗子市は、生活系ごみの発生抑制・再生利用の促進を目的として、平成 27 年 10 月からごみ処理の有料化及び排出ごみの区分を 10 区分から 18 区分の細分化を行い、その結果、収集ごみ量は約 20%減量化され、また、資源化率も 47.5%(令和元年度(2019 年度)実績)となり県内でも上位の資源化率となってきており、これらの施策を推進していく。事業系ごみについては、平成 28 年 10 月から処理手数料の見直しを行い発生抑制と再生利用の推進を進めている。

葉山町は、ごみの資源化・減量化を目的として、平成 26 年 6 月より、可燃ごみ、容器包装プラスチック、プラスチックごみ(製品プラスチック)の戸別収集及び資源物の資源ステーション収集化の実施とあわせ、分別区分を 18 分別から 25 分別へ細分化を行い、収集ごみ量の減量化とあわせ資源化率を大幅に増加させた。今後もこれらの施策を推進するとともに、更なるごみの資源化の可能性について引続き検討を進める。また、事業系ごみについては、平成 26 年 6 月に処理手数料の見直しを行い、発生抑制と再生利用の取組みを進めている。

また、市街化調整区域における生活排水による環境負荷の低減を図るための施策として合併処理浄化槽の普及を進めるものとしている。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

鎌倉市・逗子市・葉山町は「神奈川県循環型社会づくり計画」において横須賀三浦ブロックに位置付けられ、2市1町でごみ処理広域化を目指し、平成28年7月にごみ処理広域連携に向けた覚書を締結し、令和2年8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を策定した。

この計画策定に先立ち、逗子市と葉山町では、次のとおりごみ処理の連携を行っている。

逗子市では、平成30年度から葉山町が外部委託にて焼却処理を行っていた可燃ごみを受け入れ、既存のごみ焼却施設で処理を行うとともに、さらに、令和2年度より葉山町の容器包装プラスチックについても、逗子市の処理施設において処理を行っている。

また、計画に基づき、2市1町では以下に示すごみ処理の連携を行っていく。

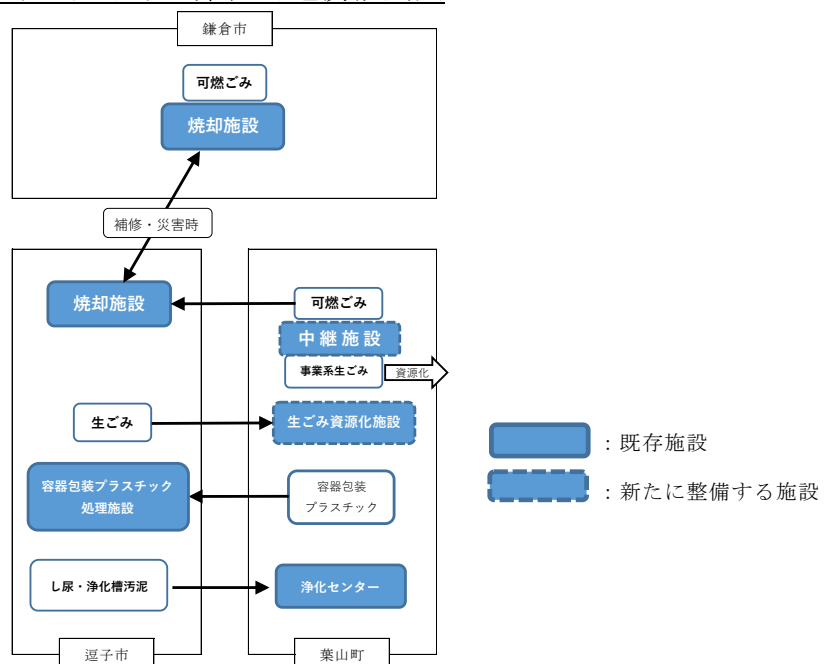
鎌倉市では、既存ごみ焼却施設は、地域住民との協定に基づき令和6年度(2024年度)で焼却を停止することとし、焼却停止後は、中継施設を整備して、逗子市の焼却施設による処理及び他市町村との連携や民間活用による処理を行う予定である。

葉山町では、生ごみの資源化・減量化を目的として生ごみ資源化施設を整備し、逗子市からの生ごみを受け入れ、共同で資源化を行う予定である。また、事業系可燃ごみのうち生ごみを分別収集し、事業系生ごみとして外部資源化施設(バイオガス化)等へ、可燃ごみを逗子市へ、それぞれ中継輸送を行うための中継施設を整備する予定である。

その他、し尿処理では、逗子市の浄化センターの老朽化に伴い、平成30年度より葉山町の浄化センターで逗子市からのし尿等を受け入れ処理を行っている。

施設の集約化については、鎌倉市では平成27年3月に今泉クリーンセンターでの焼却を停止し、2施設あった焼却施設を1施設に集約している。また、神奈川県では、平成31年3月に環境省から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の通知を受け、ごみ処理施設のさらなる広域化・集約化について検討している。

鎌倉市・逗子市・葉山町連携概要図

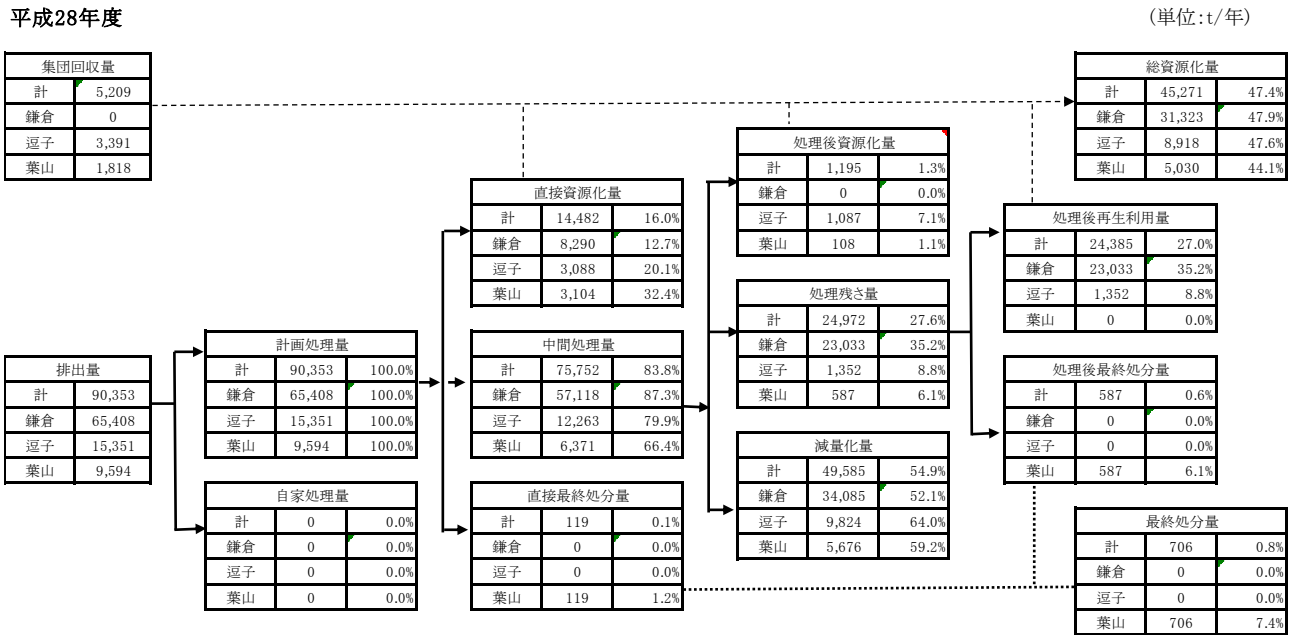


2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

鎌倉・逗子・葉山地域の平成28年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図2のとおりである。

なお、鎌倉市名越クリーンセンター（焼却施設）及び逗子市環境クリーンセンター(焼却施設)では温水の場内利用を行っている。



※ 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図2 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 生活排水の処理の現状

ア 鎌倉・逗子・葉山地域

平成 28 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3 のとおりである。

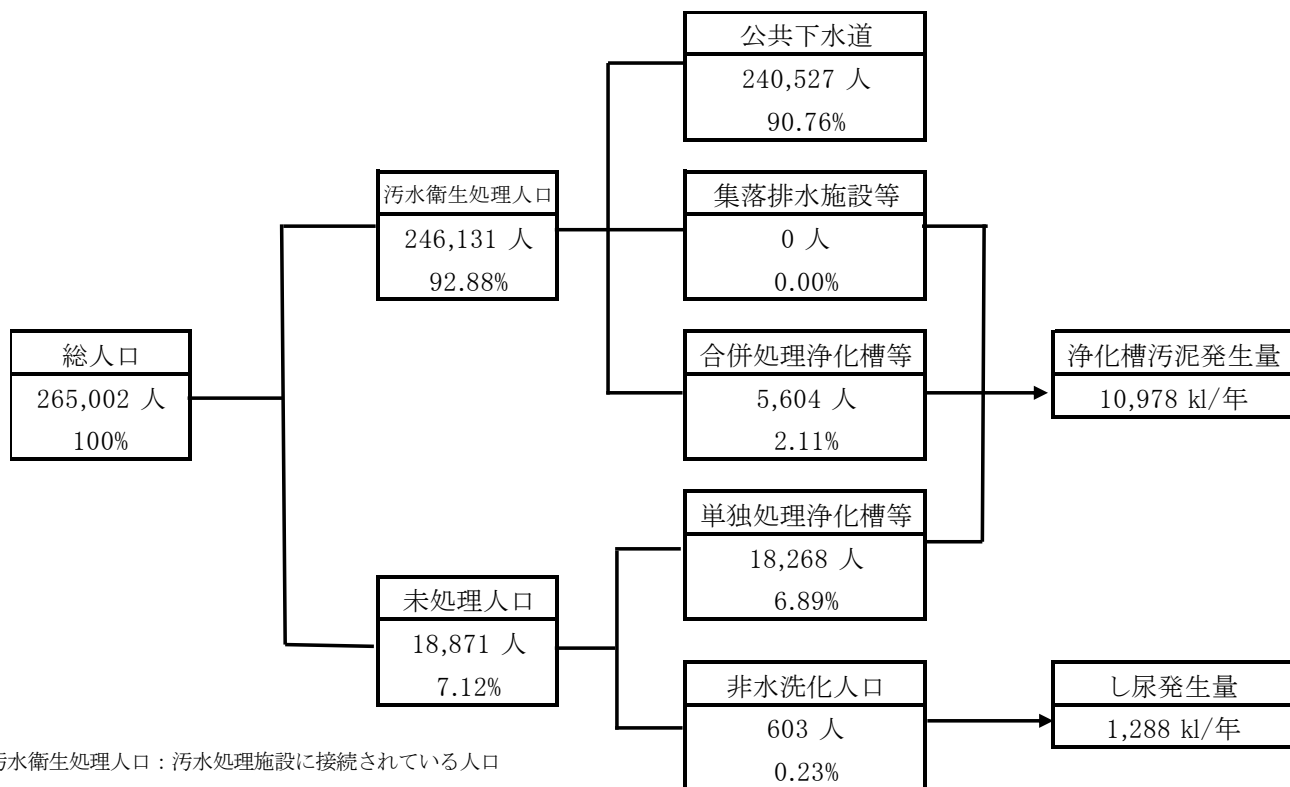
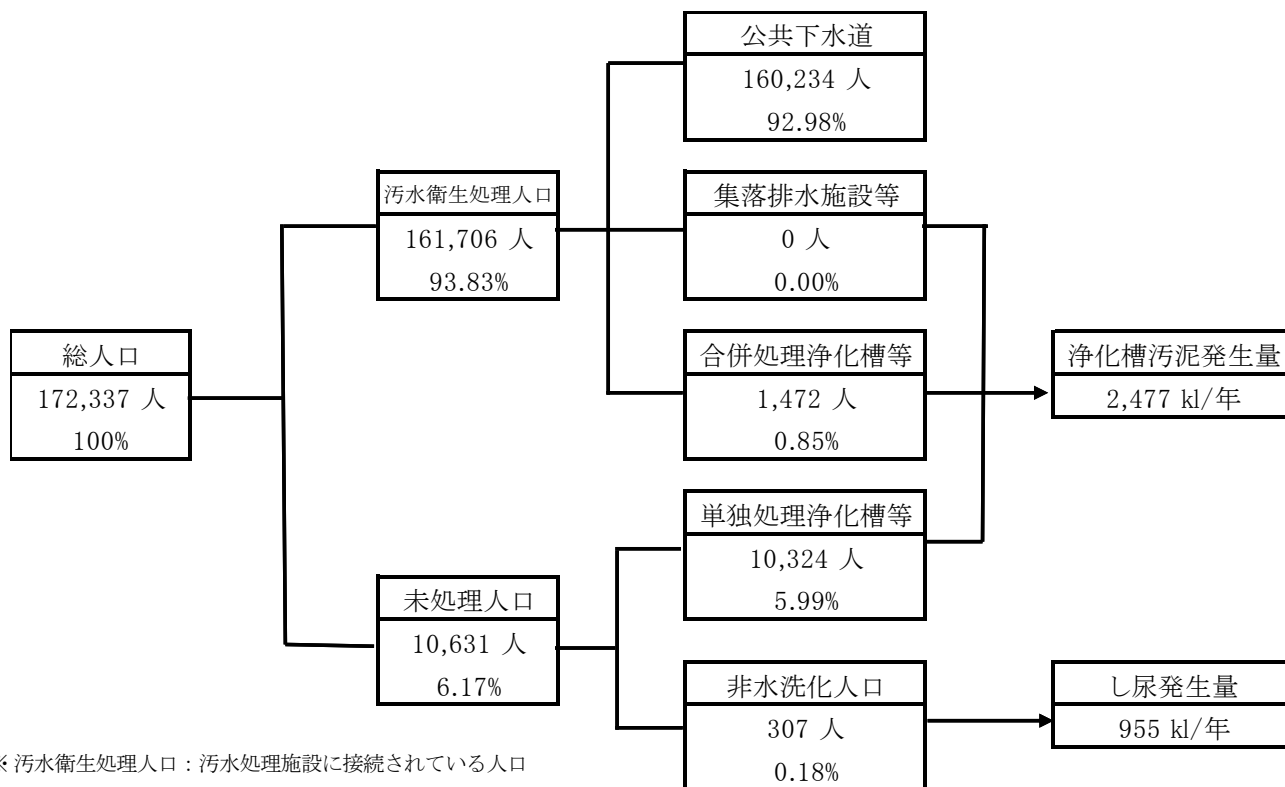


図 3 生活排水の処理状況フロー(鎌倉・逗子・葉山地区)

イ 鎌倉市

平成 28 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3-1 のとおりである。



※ 汚水衛生処理人口：汚水処理施設に接続されている人口

※ 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 3-1 生活排水の処理状況フロー(鎌倉市)

ウ 逗子市

平成 28 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3-2 のとおりである。

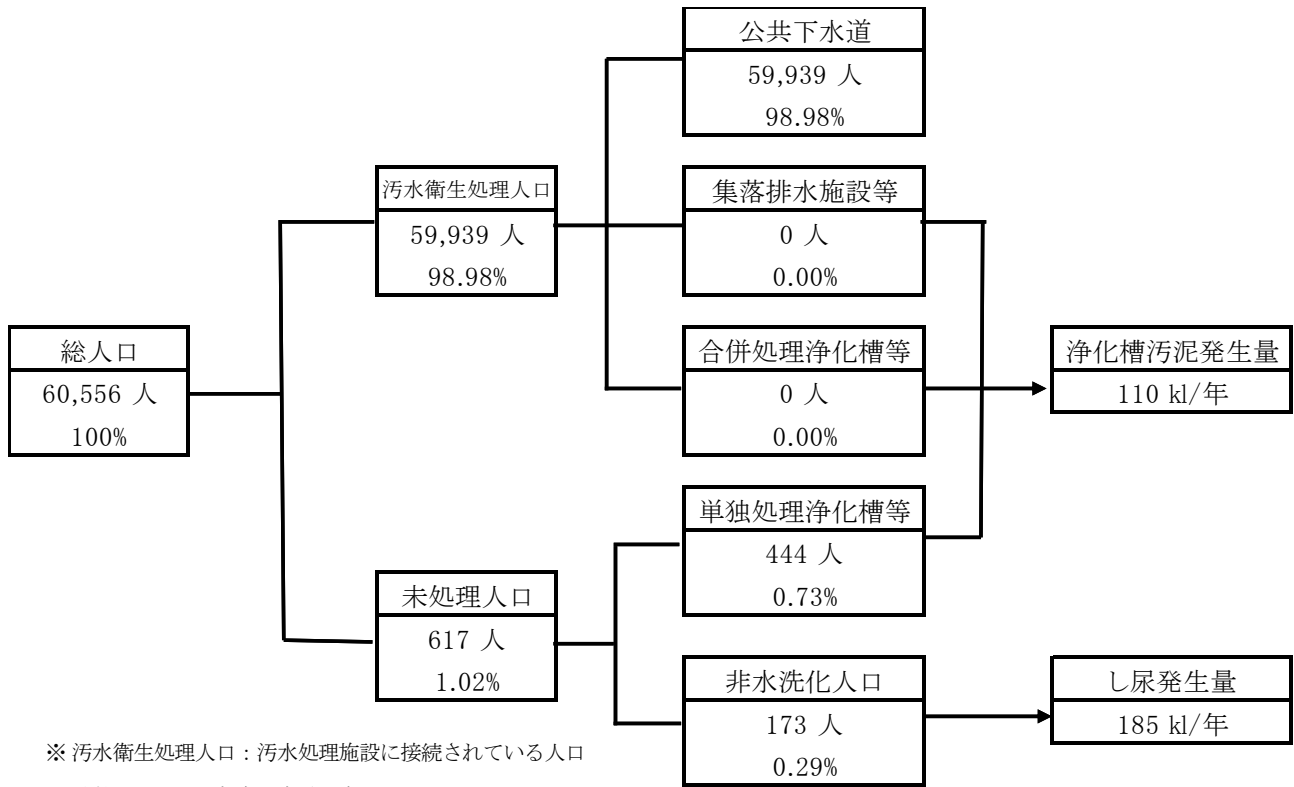


図 3-2 生活排水の処理状況フロー(逗子市)

エ 葉山町

平成 28 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 3-3 のとおりである。

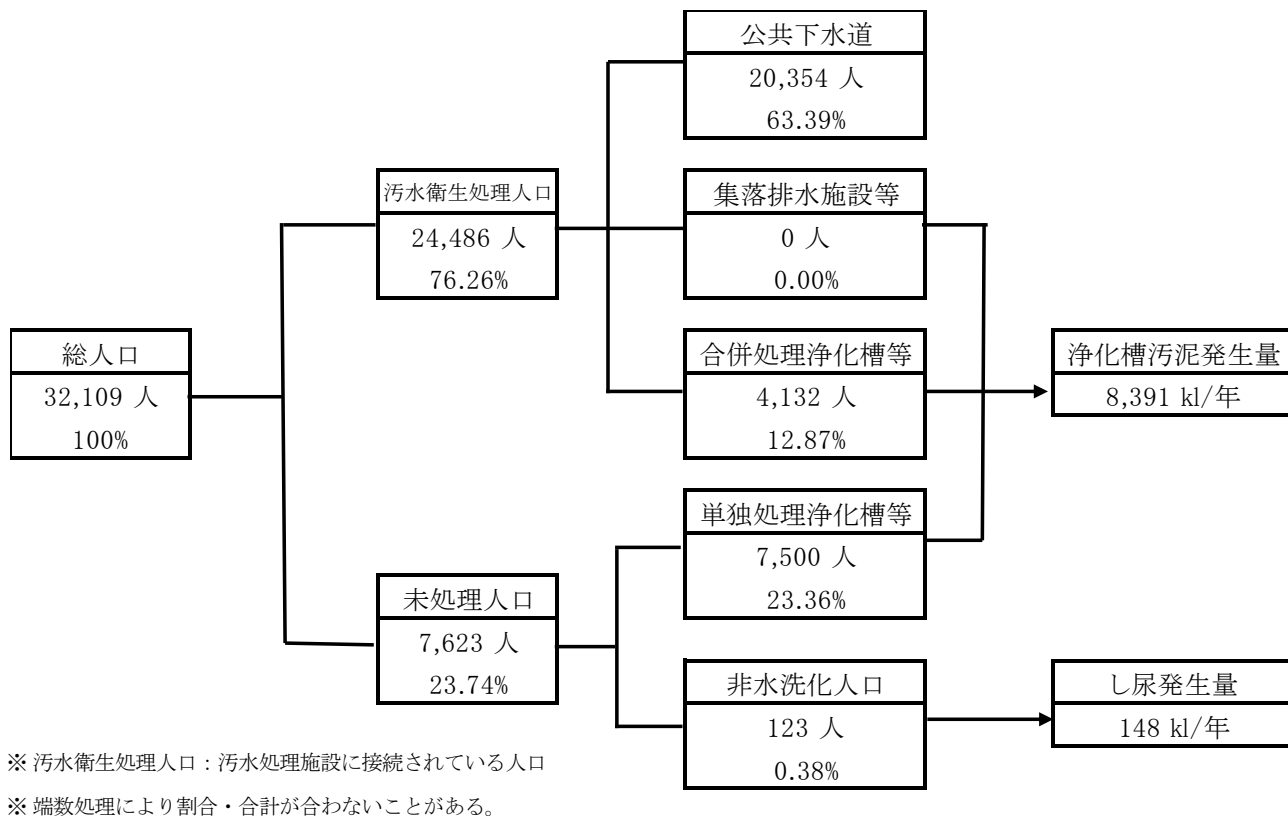


図 3-3 生活排水の処理状況フロー(葉山町)

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中は廃棄物の減量・資源化を含め循環型社会の実現を目指し、表2のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1) (平成28年度)	目標(割合※1) (令和7年度)
排出量	事業系 総排出量	24,857 トン	22,665 トン (-8.8%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.48 トン/事業所	2.26 トン/事業所 (-8.9%)
	生活系 総排出量	65,496 トン	58,071 トン (-11.3%)
	1人当たりの排出量※3	232.1 kg/人	206.1 kg/人 (-11.2%)
合計 事業系生活系排出量合計		90,353 トン	80,736 トン (-10.6%)
再生利用量	直接資源化量	14,482 トン (16.0%)	17,753 トン (22.0%)
	総資源化量	45,271 トン (47.1%)	56,010 トン (63.7%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量(年間の発電電力量及び熱利用量)	0 MWH ()	0 MWH ()
		0 GJ ()	0 GJ ()
最終処分量	埋立最終処分量	706 トン (0.8%)	266 トン (0.3%)

※ 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

事業所数：10,018 事業所（平成26年度経済センサス基礎調査より）

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《用語の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

表2補足 市町村ごとの減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合※1) (平成28年度)	目標(割合※1) (令和7年度)
鎌倉市	事業系 総排出量	17,577 トン	16,079 トン (-8.5%)
	1事業所当たりの排出量	2.43 トン/事業所	2.23 トン/事業所 (-8.2%)
	生活系 総排出量	47,831 トン	42,055 トン (-12.1%)
	1人当たりの排出量	278.0 kg/人	252.0 kg/人 (-9.4%)
	合計 事業系生活系排出量合計	65,408 トン	58,134 トン (-11.1%)
	直接資源化量	8,290 トン (12.7%)	7,763 トン (13.4%)
逗子市	総資源化量	31,323 トン (47.9%)	38,270 トン (65.8%)
	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	0 トン (0.0%)
	事業系 総排出量	4,694 トン	4,036 トン (-14.0%)
	1事業所当たりの排出量	2.59 トン/事業所	2.23 トン/事業所 (-13.9%)
	生活系 総排出量	10,657 トン	9,729 トン (-8.7%)
	1人当たりの排出量	148.0 kg/人	141.0 kg/人 (-4.7%)
葉山町	合計 事業系生活系排出量合計	15,351 トン	13,765 トン (-10.3%)
	直接資源化量	3,088 トン (20.1%)	4,752 トン (34.5%)
	総資源化量	8,918 トン (47.6%)	10,133 トン (58.6%)
	埋立最終処分量	0 トン (0.0%)	18 トン (0.1%)
	事業系 総排出量	2,586 トン	2,550 トン (-1.4%)
	1事業所当たりの排出量	2.63 トン/事業所	2.60 トン/事業所 (-1.1%)
葉山町	生活系 総排出量	7,008 トン	6,287 トン (-10.3%)
	1人当たりの排出量	146.6 kg/人	82.3 kg/人 (-43.9%)
	合計 事業系生活系排出量合計	9,594 トン	8,837 トン (-7.9%)
	直接資源化量	3,104 トン (32.4%)	5,238 トン (59.3%)
	総資源化量	5,030 トン (42.3%)	7,607 トン (60.7%)
	埋立最終処分量	706 トン (7.4%)	248 トン (2.8%)

※ 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

令和7年度

(単位:t/年)

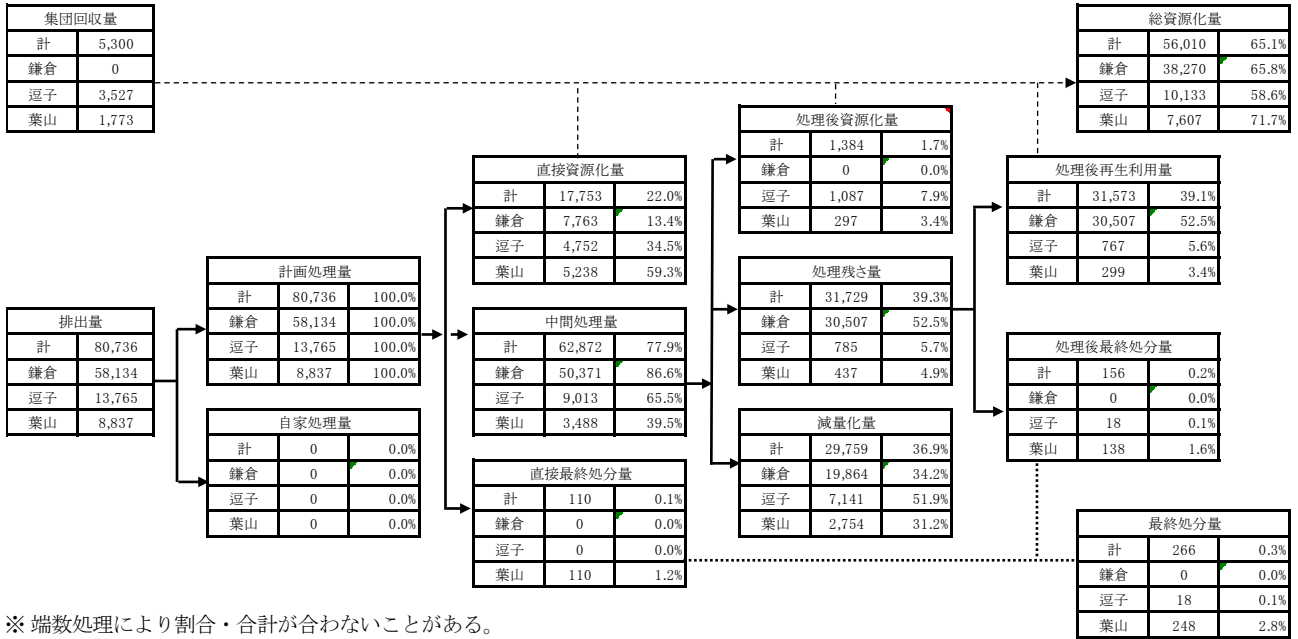


図 4 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

(4) 生活排水処理の目標

ア 鎌倉・逗子・葉山地域

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備及び公共下水道への接続を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標(鎌倉市・逗子市・葉山町)

	区 分	平成 28 年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	240,527人 (90.76%)	249,589人 (97.50%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	5,604人 (2.11%)	5,303人 (2.07%)
	未処理人口	18,871人 (7.12%)	1,089人 (0.43%)
	合 計	265,002人	255,981人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	1,288 キロリットル	663 キロリットル
	浄化槽汚泥量	10,978 キロリットル	5,798 キロリットル
	合 計	12,266 キロリットル	6,461 キロリットル

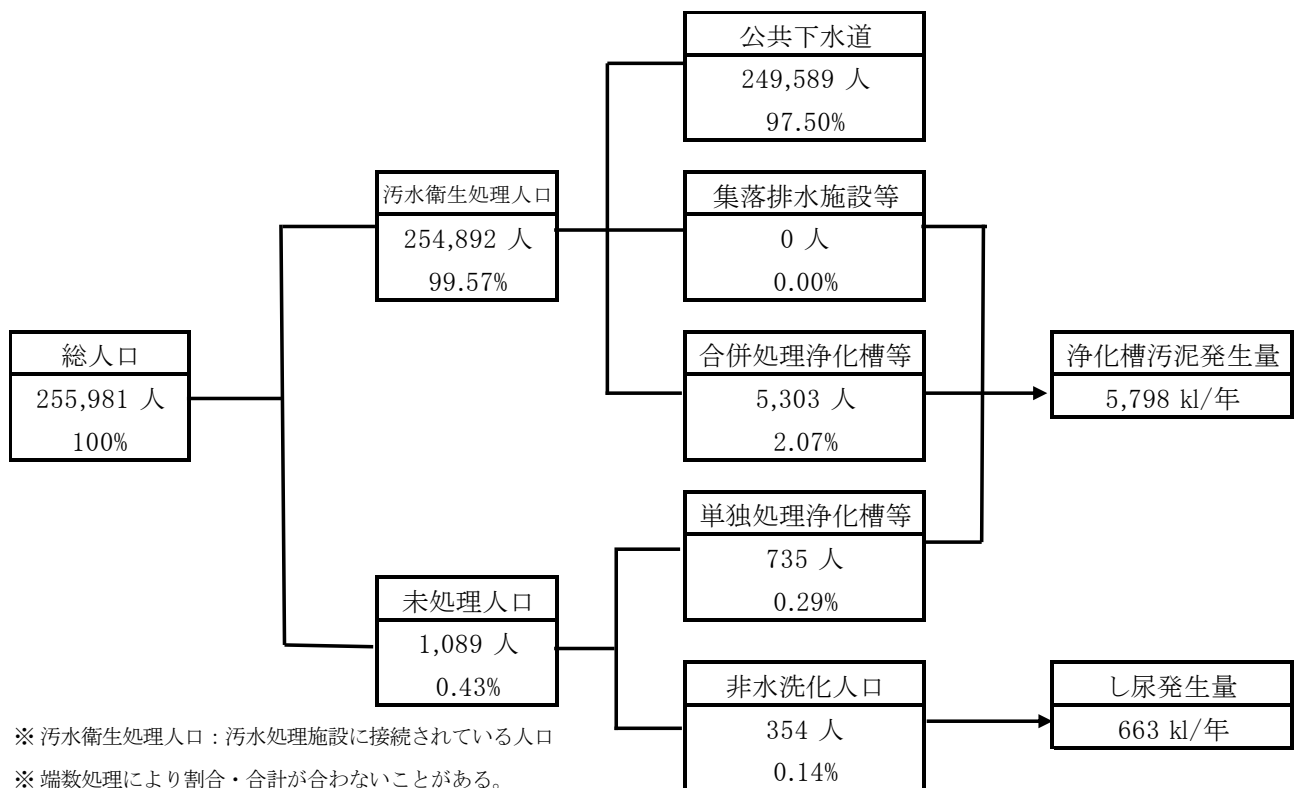


図5 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(鎌倉市・逗子市・葉山町)

イ 鎌倉市

生活排水処理については、表 3-1 に掲げる目標のとおり、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 3-1 生活排水処理に関する現状と目標(鎌倉市)

	区 分	平成 28 年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	160,234人 (92.98%)	164,858人 (98.71%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	1,472人 (0.85%)	1,436人 (0.86%)
	未処理人口	10,631人 (6.17%)	721人 (0.43%)
	合 計	172,337人	167,015人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	955 キロリットル	551 キロリットル
	浄化槽汚泥量	2,477 キロリットル	2,049 キロリットル
	合 計	3,432 キロリットル	2,600 キロリットル

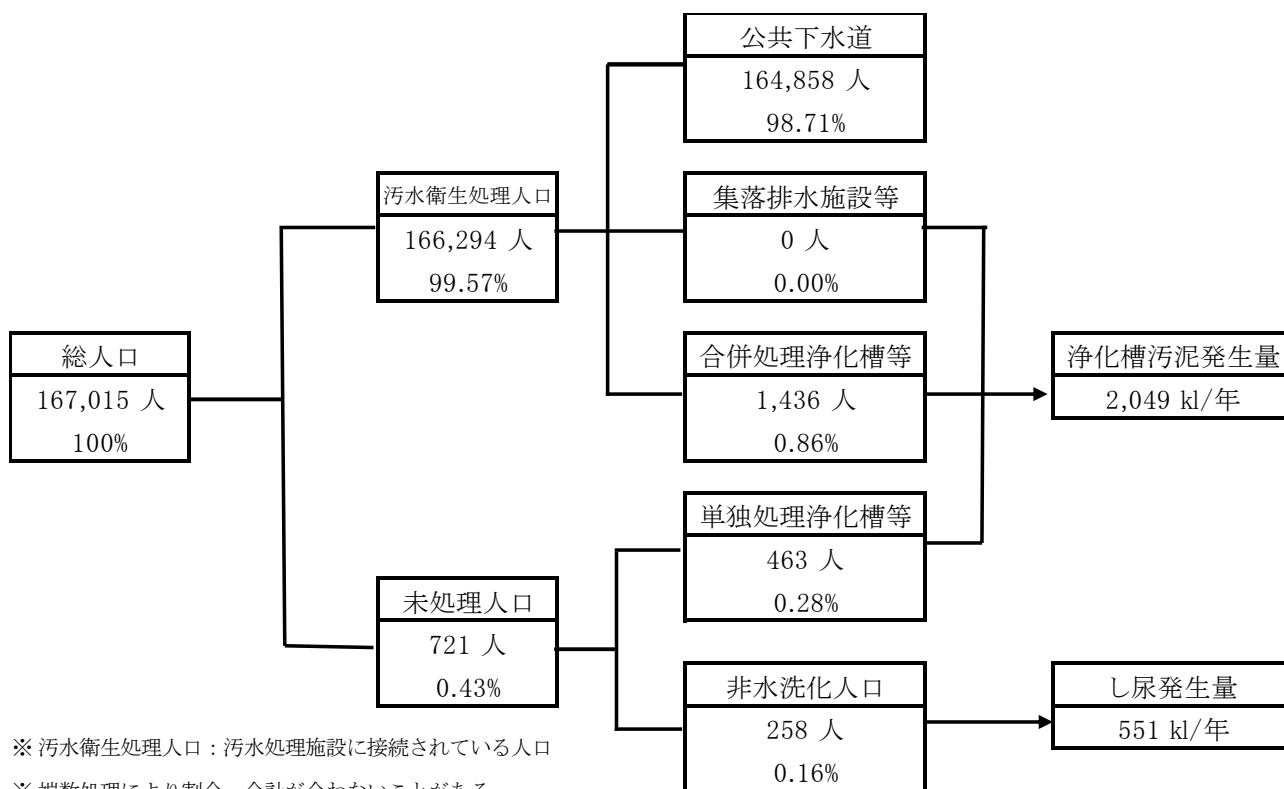


図 5-1 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(鎌倉市)

ウ 逗子市

生活排水処理については、表 3-2 に掲げる目標のとおり、公共下水道への接続を進めていくものとする。

表 3-2 生活排水処理に関する現状と目標(逗子市)

	区 分	平成 28 年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	59,939人 (98.98%)	57,104人 (99.36%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
	未処理人口	617人 (1.02%)	368人 (0.64%)
	合 計	60,556人	57,472人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	185 キロリットル	112 キロリットル
	浄化槽汚泥量	110 キロリットル	69 キロリットル
	合 計	295 キロリットル	181 キロリットル

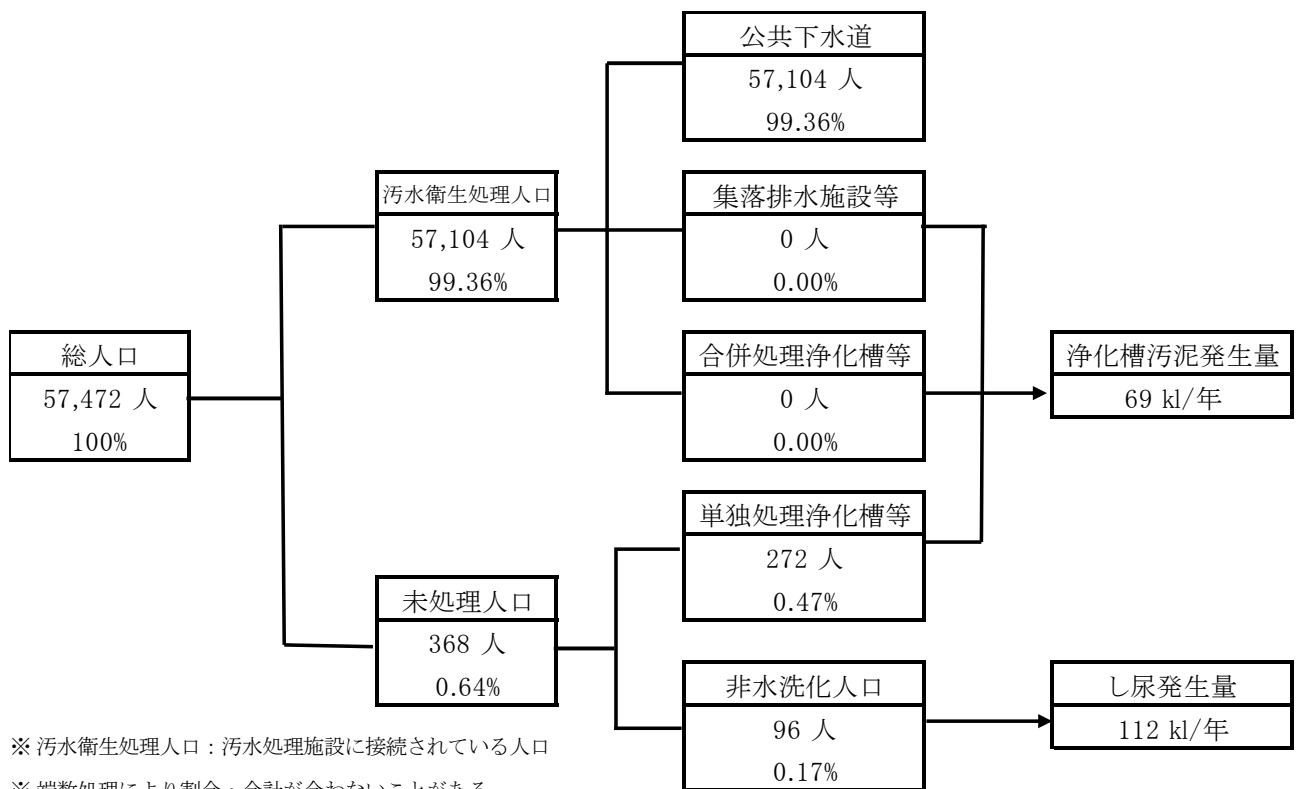


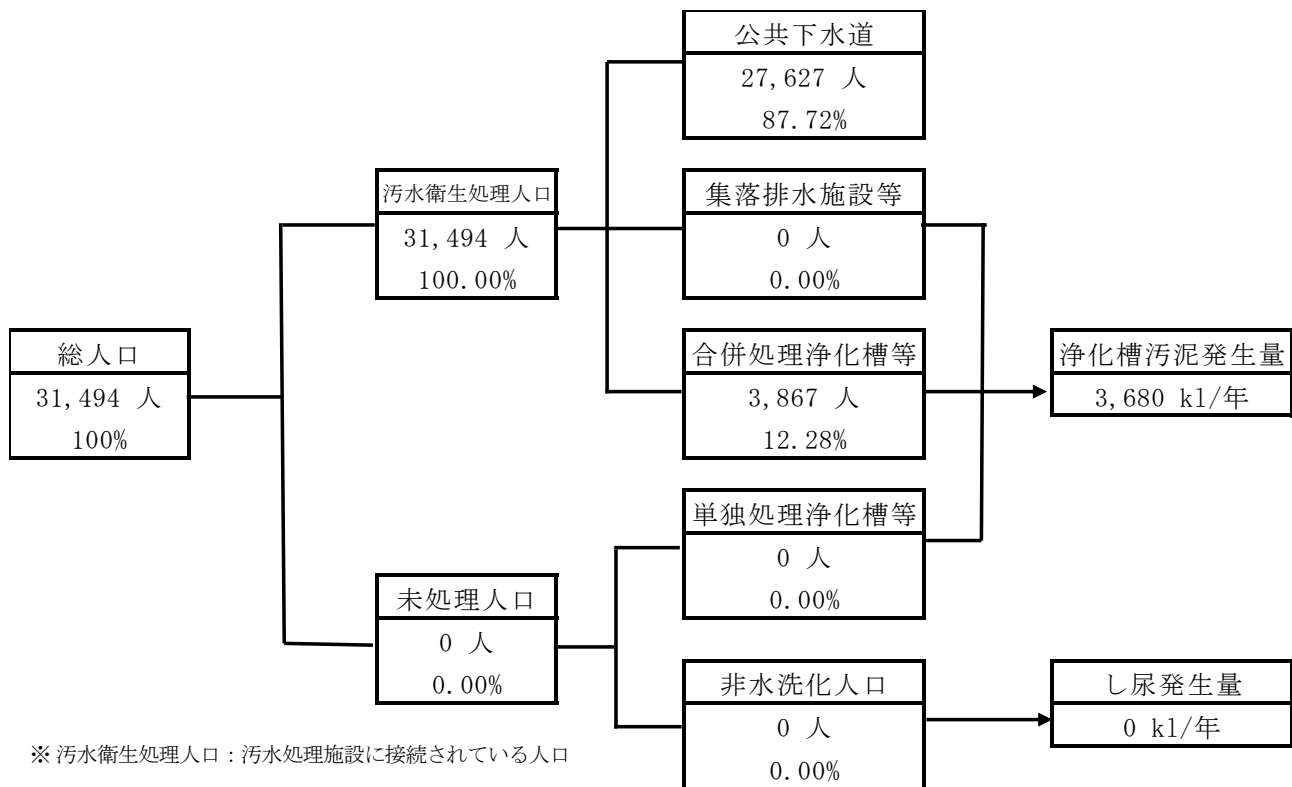
図 5-2 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(逗子市)

エ 葉山町

生活排水処理については、表 3-3 に掲げる目標のとおり、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表 3-3 生活排水処理に関する現状と目標(葉山町)

	区 分	平成 28 年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口	公共下水道	20,354人 (63.39%)	27,627人 (87.72%)
	農業集落排水施設等	0人 (0.00%)	0人 (0.00%)
	合併処理浄化槽等	4,132人 (12.87%)	3,867人 (12.28%)
	未処理人口	7,623人 (23.74%)	0人 (0.00%)
	合 計	32,109人	31,494人
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	148 キロリットル	0 キロリットル
	浄化槽汚泥量	8,391 キロリットル	3,680 キロリットル
	合 計	8,539 キロリットル	3,680 キロリットル



※ 污水衛生処理人口：污水処理施設に接続されている人口

※ 端数処理により割合・合計が合わないことがある。

図 5-3 目標達成時の生活排水の処理状況フロー(葉山町)

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進施策一覧 (鎌倉市)

区分	事業名等	事業内容
リデュース(発生抑制)の推進 (食品ロス)	① 家庭における食品ロスの削減	食材の使い切りや保存方法、食べ切りに関し、パンフレットの配布や説明会などの啓発を通じて、食品ロスの削減を図る。
	② 飲食店等における食品ロスの削減	飲食業者と連携し、外食時における食べきりの呼びかけや少量メニューの導入などにより、食品ロスの削減を図る。
	③ 食品ロスの削減に貢献している事業所等の地域での取組のPR	食品ロスの削減等、ごみの減量・資源化に貢献している排出事業者や収集運搬業者に対して優良事業者認定制度を導入し、その取組を表彰するなど、インセンティブが働く仕組みづくりを検討する。
	④ 食品ロスの発生量調査及び効果的な削減方法の調査・研究	国が示す食品ロス発生量の組成調査を実施するなど食品ロスの内容や発生要因を分析するとともに、効果的な削減方法等に関する調査、研究を実施する。
	⑤ 未利用食品を活用するための活動の支援	未利用食品を活用するため、定期的にフードドライブを開催し、イベントや福祉事業で使用する取組を行う。また、食品の製造、販売を行う事業者に対して、フードバンクの活用促進が図れるよう、提供できる食品などの情報提供を行う。
リデュース(発生抑制)の推進 (食品ロス以外)	① 使い捨てプラスチックの削減	マイボトルの普及、使い捨てプラスチックの発生抑制を目指して、市内公共施設のほか民間施設にも呼びかけ、水道管直結式ウォーターサーバーを設置し、給水スポットを拡げる。 レジ袋の有料化を踏まえ、マイバッグの一層の普及を目指して市内の事業者と連携して効果的な施策を検討する。
	② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う対応	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う新しい生活様式の中で、ごみや資源物の量や質について組成調査等を通じて状況を把握し、必要な施策を講じる。
	③ 水切りの普及啓発	家庭、事業所における水切りについて呼びかけを継続するとともに、取組の実践に向けて、水切りの効果や具体的な取組方法について普及啓発を実施する。
	④ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及	生ごみ処理機の助成制度を継続し、ライフスタイルに合った使用方法や費用に関する情報提供を行う。大規模な建築物の開発事業においては、共用型の大型生ごみ処理機または市長が認めるディスポーザー排水処理システムの設置を義務付け、生ごみの減量を進める。

	⑤ 事業所から排出される生ごみ資源化の促進	多量排出事業者を中心に、食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化を進めるとともに、促進するための制度を検討する。さらに、事業系生ごみ処理機については、対象を拡大し、大型だけではなく小型の機器等も助成対象とすることを検討する。
	⑥ 生産、流通、販売工程における使い捨て物品の削減や製品等の耐久性の向上	拡大生産者責任に基づき、事業者、関係団体と連携し、事業活動において、生産、流通、販売工程で使用される使い捨て物品や包装紙等の削減を推進する。
	⑦ 事業系ごみ処理手数料の見直し及び生活系ごみの有料化の継続	事業系ごみについては、近隣市との均衡や社会情勢等を勘案しながら、事業系燃やすごみ及び植木剪定材の処理手数料の見直しを行う。 生活系ごみについては引き続き、ごみの減量を図りつつ、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を継続することとする。
リユース（再使用）の推進	① 不用品登録制度などのリユース制度の拡充	不用になった家具等のリユースを進めるため、不用品登録制度（リユースネット）の利用者拡大に向け、制度の積極的な情報提供を行う。その他使い捨てプラスチックの削減を図るため、リユース食器利用費補助制度を含め、より身近で効果が期待されるリユース制度の拡充を目指す。
	② リサイクルショップ等の民間事業に関する情報提供	地域や民間業者、各種団体が主体となるリユースの活動について情報提供等を行う。
リサイクル（再生利用）の推進	① 家庭系生ごみの資源化	家庭系生ごみの資源化については施設整備に向けて検討を行っており、引き続き最適な施設整備の方法及び収集方法等の検討を行っていく。
	② 紙おむつの資源化	紙おむつの資源化について、先進自治体や民間事業者の資源化に向けた進捗状況、費用対効果を踏まえて最適な資源化手法等について検討を行い、資源化処理体制を構築する。
	③ 事業系ごみの最適な資源化	事業系生ごみの資源化については、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対して、県内の登録再生利用事業者への搬出を促す。また、混合ごみそのまま処理が可能な手法について、処理の確実性や環境負荷の軽減、費用対効果等を踏まえて、事業者への処理委託を進める。
	④ ごみと資源物の分別徹底	市民や事業者にごみと資源物の分別の徹底を促し、適正な収集、円滑なリサイクルの推進を図る。
	⑤ 店舗等の店頭回収の推進	スーパーやコンビニエンスストア各店舗における資源物（ペットボトル、トレイ、紙パックなど）の店頭回収を促進する。

市民に対する働きかけ	① ライフスタイルの見直しに向けた啓発	マイバッグ、マイボトル、マイ箸を使用し、使い捨て製品の使用を控えるなどの啓発を引き続き行う。
	② 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	分別区分やごみ量の基礎情報に加え、3Rの意義や具体的な取組方法や効果などを積極的に情報提供する。
	③ 多様なツールによる情報発信	インターネットの浸透やスマートフォン等の普及を踏まえるとともに、不特定多数の人にPRできるような多様なツールによる発信により、誰もが3Rに関する情報に触れられる環境をつくる。
	④ 学校等における環境教育の推進	今後も引き続き、教育機関等と連携し、出前講座や処理施設の見学等の体験学習の推進を図る。
	⑤ 地域での環境学習や3Rの取組支援	自治・町内会など地域単位で参加する施設見学会等の機会を提供するとともに、ごみの発生抑制、減量・資源化の推進に協力する自治・町内会に対し奨励金を交付する3R推進事業奨励金交付制度など地域に根差した3Rの取組に対する支援を行う。
	⑥ 不適正な排出に対する指導	資源物混入率が高い地区や周知が行き届いていない地区やワンルームなどの共同住宅等を中心に分別の周知等を行う。また、必要に応じて不適正排出物の内容を調査し、分別徹底の訪問指導を行う。
事業者に対する働きかけ	① 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供	各業種における3Rの具体的な取組事例を情報収集し、社内教育の事例や分かりやすい分別マニュアルを作成し、業種にあわせてきめ細かく分かりやすい情報提供を行う。
	② 事業者・収集運搬業者に対する適正排出の指導	検査による指導を強化するとともに、専任の職員が事業者を訪問し、適正排出の指導を行うことで、事業系ごみの分別徹底を図り、資源物や産業廃棄物の混入を防止する。
適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進	① ごみの適正処理の推進	3Rの取組を進めたうえで排出されるごみについては、適正かつ安定的に処理を行うとともに、将来におけるごみの状況を考慮し、長期的な視点を持った処理体制の確立を図る。
	② 処理における環境負荷の低減	効率的な収集運搬、収集運搬車両における低公害車の導入、環境負荷の低い中間処理方法を検討し、ごみ処理施設の適正な維持管理を実施する。
	③ 処理経費の削減に向けた検討	ごみ処理量の削減に努めるとともに、現在の処理経費を踏まえ、収集運搬、中間処理、処分経費について適宜見直しを行い、可能な限り処理経費を削減する。

	④ 不法投棄、持ち去り対策の推進	山林等の不法投棄されやすい場所におけるパトロールや不法投棄防止看板の設置を行う。クリーンステーションに出された資源物は市の所有物であるため、パトロールや看板設置により持ち去りの未然防止に努める。なお、不法投棄や持ち去り対策は警察と連携して対応する。
市民サービスの向上	① 生活系ごみ戸別収集の検討	戸別収集の実施については、市民のアンケート結果等を含め、戸別収集のメリットなど改めて整理を行い、実施に向けて市民理解が得られるよう検討する。
	② 分別しやすい排出方法の検討	分別方法について分かりやすい情報提供に努めるとともに、今後の処理体制においては、分別しやすい排出方法の視点を踏まえて検討する。
事業者の適正処理に向けた環境整備	① 小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討	事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式（複数事業者による資源物の収集）による古紙等の収集など、小規模事業所が排出しやすい最適な処理体制を検討する。
	② かまくらエコアクション21の導入に向けたサポート	環境マネジメントシステム「かまくらエコアクション21」について、積極的なPRにより認知度を向上させるとともに、取り組みやすいシステムの検討や、普及、導入に向けたサポートを行う。
市民、事業者、行政の連携・協働体制の整備と取組	① 3R推進に向けて、市民、事業者、行政の連携した取組	各主体間における情報交換や交流を深め、市民、事業者、行政が連携してごみ問題を考え、3R推進に向けた取組を推進する。
	② 廃棄物減量化等推進員や関係団体との協働	廃棄物減量化等推進員は、自治・町内会や商店会から選出されており、市民、事業者、市の掛け橋を担っているため、3Rを進める地域のリーダーとして行動することとする。また、主体的に3Rに取り組む関係団体と情報交換を行い、3Rの取組が発展していくよう検討する。
	③ 市のごみ事情、計画の内容や取組状況等に関する周知	ごみの減量や資源化に対する理解や関心を高めるため、各種広報媒体や地域コミュニティなどを通じて市のごみ処理事情や施策、取組状況等に関する情報発信を積極的に行う。
	④ 滞在者に対する協力の呼びかけ	市内への通勤・通学者や観光旅行者に対し、マイバッグの使用やごみの出にくい商品の選択、3Rに取り組んでいる店舗での購入、食品ロスの削減やごみの持ち帰りなど、SNSやメディア等を通じて情報発信を行う。

事業所としての市の取組	① 市施設における3Rの取組	市役所、学校、その他市の施設において、職員一人ひとりが率先してマイバッグやマイボトルの使用、紙の使用量の削減などの3Rの取組を進める。
	② 再生品やグリーン購入対象品の購入、利用の推進	市が購入する物品や資材は、再生品やグリーン購入対象品、長く使用できるものを選択するよう推進する。
将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築	① 広域連携による新たなごみ処理体制の構築	広域連携によるごみ処理を確実に進めるため、今後、様々なごみ減量・資源化施策、各市町が担うごみ処理の役割分担、既存施設の共同処理の方法等について検討を進める。
	② バックアップ体制の構築	将来にわたり安定的なごみ処理体制が図れるよう、施設に故障が生じた場合など不測の事態に備え、県内他市町村との連携のほか、民間事業者とバックアップ協定を締結し、安定的な処理体制を構築する。
	③ 災害時の協力支援体制	災害発生に備え、廃棄物処理を行う民間事業者等と災害支援協定等を締結し、処理体制を構築する。
	④ ごみ処理施設等のあり方の検討	笛田リサイクルセンターをはじめとする資源化施設等、鎌倉市のごみ処理施設のあり方についても併せて検討していく。

(逗子市)

区分	事業名等	事業内容
キャンペーン・イベント等	① 環境展の開催	ごみの発生抑制、減量化・資源化、容器包装プラスチックの分別等の啓発パネルの掲出、リーフレット、チラシの配布及び生ごみ堆肥化容器等の展示普及を年1回開催する。
出版物等による啓発	① 「CUZ（キューズ）」の発行	ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などを周知させるため、「CUZ」を各家庭、事業所などに配布する。
	② 広報誌及びホームページによる情報提供	広報誌及びホームページで、ごみの分け方、出し方や市の施策の方針などの最新情報を提供する。
説明会等による啓発	① ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	自治会町内会等からの要請による廃棄物に関する説明会“出前型説明会”を随時実施する。
	② 施設見学会の開催	逗子市のごみ処理の取り組みを、より一層市民に理解を深めてもらうために、自治会町内会、市民等からの申出により、ごみ処理施設の見学会を開催する。
	③ 環境教育（小学校4年生対象）の実施	市内の公立小学校の全児童を対象にごみ処理施設の見学を実施し、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、環境教育を実施する。
生活系ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	① ごみ減量化・資源化協力店制度の実施	簡易包装の推進を含め、ごみ減量化・資源化の施策に取り組む事業者を「ごみ減量化・資源化協力店」として指定し、ごみ減量化・資源化を推進する。
	② 集団資源回収制度の実施	自治会・町内会等と資源回収業者が直接契約し、古紙等の資源物を回収し資源化する、集団資源回収制度を市内全域で実施する。
	③ 廃棄物減量等推進員制度	市民、事業所、市のパイプ役として、また、ごみの発生抑制等に関する地域社会のリーダーとして「廃棄物減量等推進員」を配置する。
	④ 資源物の収集の実施	資源化推進を図るため、空きびん、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型家電等の資源ごみの分別収集を実施する。
	⑤ 植木ごみの減量化・資源化	家庭で発生する植木剪定枝を分別収集し、資源化を実施する。 また、家庭で細かく粉碎しチップ化し、クッション材等に有効利用することで減量化を推進するため、家庭用小型粉碎機の貸出を行う。（令和元年度終了）
生ごみの減量化	① 生ごみ処理容器等購入費助成事業	生ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器等を購入した市民に対し、限度額を定め費用の助成をする。

	② 生ごみマイスター制度の実施	生ごみ減量化・資源化のボランティア指導員（生ごみマイスター）の登録制度を設け、生ごみ処理容器の利用等に関する市民からの相談に対応する。
	③ 大型生ごみ処理機購入助成事業	集合住宅等共同で生ごみ処理を行う団体に対して、大型生ごみ処理機購入費の助成を行い、地域でのごみの減量化・資源化に対する意識の向上につなげ、併せて自主的な取り組みを支援する。（平成 30 年度終了）
	④ 生ごみの分別収集・資源化	生ごみの資源化・減量化を目指し、生ごみを分別収集し、葉山町との共同での資源化施設の整備を検討する。
資源回収の推進	① 資源化品目の拡大と拠点回収の実施	市民の資源化の利便性を考慮し、公共施設等で廃蛍光管、廃食用油等資源物の拠点回収を実施する。 また、平成 26 年度から小型家電（特定対象品目）については、公共施設等に専用の回収ボックスを設置して回収を実施しており、継続して実施する。
自主的な取り組みの促進	① 市民グループへの支援・助成事業	市民の自主的な学習会やリサイクル活動、啓発事業等に対して支援を行う。
事業系ごみの減量化・資源化の促進	① 減量化及び資源化計画書の提出の義務付け	事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を発生させた事業者（ごみ：1 日平均排出量 50 キログラム以上、粗大ごみ：1 回の排出量 100 キログラム以上、その他市長が認める一般廃棄物：1 回の排出量 100 キログラム以上）に対しては、適切な処理、処分を行うために一般廃棄物の種類、発生量、減量化及び資源化の方策等を記載した計画書の提出を義務付ける。
総合的な取り組み	① 生活系ごみ処理の有料化	ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する観点から、生活系ごみ処理の有料化を平成 27 年 10 月から実施しており、継続して実施する。
	② ふれあい収集	ごみステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者や障害者のみの世帯などを対象に戸別収集「ふれあい収集」を行い、職員がごみ収集と戸別収集先の方々の安否確認を行う。
	③ 鎌倉市及び葉山町との広域処理の連携	平成 28 年 7 月に鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化に関する覚書を締結しており、今後も協議を継続する。

(葉山町)

区分	事業名等	事業内容
キャンペーン・イベント等	① 環境フェスタの開催	ごみの発生抑制、減量化・資源化も含めた環境全般に関するイベントを住民団体と協働で年1回開催する。
	② くるくる市の開催	平成25年度市町村における使用済製品リユースモデル事業にて開始した「くるくる市」を年2回開催する。
出版物等による啓発	① 「ごみっぺらし通信」の発行	住民団体と協働によりごみの分別や減量化等をテーマとした「ごみっぺらし通信」を発行し、住民等に配布する。
	② 広報紙及びホームページによる情報提供	広報紙及びホームページで、ごみの分け方、出し方や町の施策の方針などの最新情報を提供する。
説明会等による啓発	① ごみの発生抑制、減量化・資源化に関する説明会	町内会・自治会等からの要請による廃棄物に関する説明会“出前型説明会”を随時実施する。
	② 施設見学会の開催	ごみ処理の取り組みの理解を深めてもらうために、町内会・自治会、町民等からの申出により、ごみ処理施設の見学会を開催する。
	③ 環境教育（小学校4年生対象）の実施	町内の児童を対象にごみ処理施設の見学を実施するとともに、副読本を作成し、分別や資源化の重要性などを中心に説明し、環境教育を実施する。
生活系ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	① 集団資源回収制度の実施	古紙類、布、金属類については、行政回収から切離し、自治会・町内会が資源回収業者と直接契約し収集を実施する「集団資源回収」を実施する。町は自治会・町内会及び資源回収業者に対し、回収実績に応じて奨励金を拠出し、取組みを維持する。
	② 資源物収集の実施	資源化推進を図るため、植木剪定枝、空きびん、容器包装プラスチック、ペットボトル、小型家電等の資源ごみを収集する。
生ごみの減量化	① 生ごみ処理容器の普及促進	可燃ごみの発生抑制を図るため、キエーロをはじめとした自然処理型の複数の生ごみ処理容器を窓口にて1セット千円で割引販売を実施する。
	② 電動生ごみ処理機購入助成	電動生ごみ処理機を購入した町民に対し、限度額を定め費用の助成を実施する。
	③ 生ごみ自家処理普及促進	住民団体との協働により、役場前や町内の銀行、スーパーマーケット等において生ごみ処理容器の展示会を月2~3回実施し、普及促進を図る。

	④ 生ごみ処理容器アフターフォロー等	生ごみ処理の普及促進、自家処理継続率の向上を目的に、生ごみ処理容器購入者への追跡調査及びアフターフォロー、データ分析を実施し、普及促進・継続率の向上を図る。
	⑤ 生ごみの分別収集	生ごみの資源化・減量化を目指し、生ごみの分別収集について検討を実施する。
資源回収の推進	① 拠点回収の実施	町民の資源化の利便性を考慮し、公共施設等で乾電池、紙パック、白色トレイの拠点回収を実施する。
	② 資源化品目の拡大	焼却処理を行っている廃プラスチック(製品プラスチック)の資源化について検討を実施する。
自主的な取り組みの促進	① 住民団体への支援・助成等	住民団体である「ごみへらし隊」との協働により、町民の自主的な学習会やリサイクル活動、啓発事業等に対して支援を実施する。
事業系ごみの減量化・資源化の促進	① 事業系ごみの適正処理に向けた処理料金等の見直し	事業活動に伴って発生した廃棄物処理の原則に則るとともに、事業系ごみの発生抑制、リサイクルへの誘導につながる事業系ごみの処理手数料の適正化の検討を進める。
	② 少量排出事業者制度の見直し	これまで、発生する廃棄物量が日量3キログラム未満の事業所については、生活系ごみの収集と合わせて収集を実施してきたが、生活系ごみの減量化に伴い日量規定の見直し、自家処理の義務化等更なるごみの減量化に向けた制度改正を検討する。
	③ 搬入物の厳格化・事業所への立入検査の実施	事業系可燃ごみの搬入物検査を強化するとともに、適切な分別排出への指導を実施する立入検査の実施を検討する。
総合的な取り組み	① 生活系ごみの戸別収集の実施	町民の排出者責任を明確化するため、可燃ごみ、容器包装プラスチック及び廃プラスチック(製品プラスチック)の戸別収集を実施する。
	② 生活系ごみ有料化	ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保する観点から、生活系ごみ処理の有料化の調査・研究を進める。
	③ ふれあい収集	ごみの排出が困難な世帯などを対象に、安否確認を兼ね戸別に収集を実施する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表4のとおりである。

鎌倉・逗子・葉山地域では、焼却施設や最終処分場で、それぞれの課題を抱えているため、これまでも各々分別排出の徹底やリサイクルの推進などの啓発を行い、ごみの減量や資源化に成果を上げている。分別区分については異なる点も見られるが、今後、広域処理への移行に当たっては、広域の処理対象となる可燃ごみの質等についての調整を図っていく。

鎌倉市では、平成9年度から本格的に資源物の分別収集を開始した。平成12年11月からはペットボトルの分別収集、平成16年2月からは資源物の毎週収集、平成17年10月からは容器包装プラスチックの分別収集、平成19年4月からは廃食用油の分別収集を実施してきた。資源物については、現在、飲食用カン・ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック、植木剪定材、紙類、布類、廃食用油に分別し処理を行っている。

燃えないごみや粗大ごみからは鉄類、アルミ、銅等の金物類やプリント基板などの有価物を選別して資源化するとともに、残さは民間事業者で熔融固化して、ガスや路盤材、金属原料等に資源化しているほか、粗大ごみの木製家具や木質廃材はチップ化して固形燃料として再利用している。危険・有害ごみの乾電池・蛍光管からは、鉄、亜鉛、マンガン、水銀などの金属類やソーダガラス、蛍光粉を回収し資源化している。布団・畳は、RPFに資源化している。また、平成27年1月15日から、製品プラスチックの分別収集を行うとともに、平成27年4月から、「燃やすごみ」、「燃えないごみ」については指定袋による有料化を実施している。

ごみの焼却により発生した焼却残さは、平成12年度から複数の民間事業者へ熔融固化処理の委託を行っている。熔融固化処理で生成された熔融スラグは、再生品として道路路盤材などに活用するなど、減量、資源化に積極的に取り組んでいる。

今後も引き続き市民、事業者、行政が連携・協働して更なるごみの3Rを進め、廃棄物の焼却量や埋め立てによる最終処分量を限りなくゼロに近づける「ゼロ・ウェイストかまくら」の実現を目指していく。

また、新たな資源化施設として、生ごみ資源化施設の整備を行う。

逗子市では、平成27年10月から減量化・資源化の推進を目的として、排出ごみの区分を7区分から小型家電製品、危険有害ごみ、植木剪定枝などを追加し18区分に細分化するとともに、「燃やすごみ」、「不燃ごみ」については指定袋による有料化を実施した。

中間処理では、焼却施設は平成23年度から平成25年度にかけて大規模改修を行い、日常の適正な運転管理と定期修繕及び延命化対策等を実施することにより、施設の長寿命化を図った。粗大ごみ処理施設は、稼働後37年が経過し老朽化が進行していること、また、他の資源化処理施設と処理の効率性を考慮して、新たな資源化処理施設の整備について検討が必要となっている。

最終処分では、最終処分場は平成23年度から平成24年にかけて転圧による延命化対策を実施したが、今後新たに市域内に最終処分場を確保することは地理的な条件から困難な状況であり、最終処分量の削減により既存施設の延命化を図る必要がある。そのため、焼却灰及び粗大ごみ処理施設からの残渣については、業者委託による熔融固化処理により資源化を図っている。

葉山町では、平成 26 年 6 月よりごみステーションによる拠点方式のごみ収集から戸別収集及び資源ステーション（コンテナ方式）を軸とした大幅な分別収集の変更を実施した。これによりごみの発生抑制が進むとともに、資源物の回収量の増加によりリサイクル率が大幅に増加した。

中間処理では、平成 22 年に排水中のダイオキシン類基準オーバーにより老朽化した焼却施設を停止し、以降、県外の民間焼却施設において焼却処理を実施してきた。なお、大半のごみ・資源物の中間処理を民間施設において実施しているが、この内、可燃ごみについては、逗子市既存焼却炉にて、容器包装プラスチックについては、逗子市と共同により施設増強の上、中間処理を実施している。

また、新たな資源化施設として、生活系の生ごみを対象とした生ごみ資源化施設を計画するとともに、ストックヤード及び中継施設の整備により植木剪定枝などの資源物の効率的な資源化を実施する計画である。

現有する粗大ごみ処理施設（不燃ごみ）は、稼働から 39 年が経過し老朽化が進行しているが、分別収集の促進により処理対象物が大幅に減ったことから、町単独での処理施設の更新は行わず民間委託により処理を実施する。

最終処分については、葉山町は最終処分場を有しておらず、県外の民間施設にて焼却残渣及び不燃残渣の最終処分を実施している。最終処分に関しては、町内に最終処分場を確保することは地理的条件から困難であることから、ごみの減量化・資源化を引続き進め、最終処分量を極力少なくするとともに、熔融等による資源化についても一部実施している。

イ 事業系ごみの処理体制の現状と今後

鎌倉市では、市が処理対象としている事業系ごみは、現在、燃やすごみと植木剪定材である。これらは市による収集・運搬を行っておらず、事業者が収集・運搬許可業者等に委託している。

今後、燃やすごみについては、排出する生ごみを自らの責任において処理してもらい、焼却量を抑制する予定である。

逗子市では、市が処理対象としている事業系ごみは、生活系ごみに準じて処理を行っており、今後もその予定である。直接搬入量に占める割合の高い植木剪定枝については、分別を実施し、資源化を図っている。

また、平成 28 年 10 月から事業系ごみについては、処理手数料の見直しを行い、排出量の抑制を図っている。

葉山町でも同様に、事業系ごみを生活系ごみに準じて処理を実施しており、今後もその予定であるが、生活系のごみの減量化に伴い、総排出量に対する事業系ごみの比率が高まっていることから、事業系ごみの適正分別及び資源化（バイオガス化等）を進め、事業系ごみの発生抑制、資源化を進めていく。

ウ 鎌倉市における今後の処理体制の要点と課題

(ア) 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

ごみの発生抑制の取組を進めた上で排出される廃棄物については、環境負荷を極力低く抑えた処理を継続するとともに、処理コストを軽減し、安全・安心で持続可能な処理体制の確立を目指す。

(イ) 市民サービスの向上

超高齢社会の到来や行政サービスの向上などを考慮し、一般家庭における高齢者や障害者等の排出困難者に対する収集体制のあり方を検討する必要がある。さらに、収集方法や資源化方法を見直し、より分別しやすい方法を調査研究する。

(ウ) 事業者の適正処理に向けた環境整備

ごみが少ない小規模排出事業所の中には、ごみの量が少なく一般廃棄物収集運搬許可業者との契約が困難なことなどから、地域のクリーンステーションに排出してしまっているという現状がある。市では、こうした小規模事業所が排出者責任に基づき、事業系ごみとして適正処理しやすい体制を検討する。

また、ごみの減量・資源化に貢献している事業所の取組を積極的にPRすることで、ごみの減量・資源化に取り組む事業所を増やしていく。

事業系処理手数料については、社会情勢等を勘案しながら、ごみ処理に伴う適正な費用負担を求めていく。

(エ) 将来にわたる安定的な処理に向けたごみ処理体制の構築

環境負荷の少ない循環型社会の形成を図るため、生ごみと紙おむつの資源化を促進するとともに、事業系燃やすごみの全量資源化を図ることで、できる限り燃やすごみの削減を行い、ゼロ・ウェイスト実現を目指していく。

将来にわたる安定的なごみ処理体制の実現に向け、広域連携を確実に進めていくための連携体制を構築するとともに、リスク管理として2市1町以外の県内市町村との連携や民間活用による処理が図れるようバックアップ体制を構築していく。

(オ) 生活排水処理

生活排水処理に関して、現況で生活雑排水の未処理放流を行っているくみ取り式便槽及び単独処理浄化槽世帯に対し、下水道事業計画区域については、公共下水道への接続を図っていくとともに、合理的な処理体制を形成するため、その他の地域については合併処理浄化槽による処理への切り替えの推進に努める。

エ 逗子市における今後の処理体制の要点と課題

(ア) 最終処分量の削減

今後新たに市域内に最終処分場を確保することは、地理的条件等から困難であることから、最終処分量の削減を推進する必要がある。焼却量削減対策として、植木剪定枝、小型家電等の資源化を推進するとともに、焼却施設からの焼却残渣の資源化を行っている。

また、新たに生ごみを分別し、資源化を行うことで焼却量の削減を進める。

(イ) 拠点回収の推進

資源化を推進するため、市民の資源化の利便性等を考慮し拠点回収を継続して推進する。

(ウ) 既存資源化施設の再整備

老朽化が進む粗大ごみ処理施設の更新が危急の課題となっており、広域連携での効率的な資源化について検討を行っていく。

オ 葉山町における今後の処理体制の要点と課題

(ア) 民間事業者の活用

現在の施設利用形態にとらわれることなく、新たなごみ処理技術の導入や民間のごみ資源化施設への処理委託を活用するなど、様々な角度からの検討を行う。

(イ) 資源化の推進

現在、町民の協力により全国的に高い資源化率を維持しているが、焼却量をさらに削減するため、町民の分別品目を増やすことなく資源化品目の拡大を図る必要がある。

(ウ) 生活排水処理

生活排水処理に関しては、現況で生活排水の未処理放流を行っている汲み取り便槽や単独浄化槽世帯に対し、合併処理浄化槽による処理の切り替えを促進するとともに、公共下水道の認可を取得した地域については、公共下水道の敷設及び接続をはかり、生活排水全体の処理体制を形成する。

表4 鎌倉市・逗子市・葉山町の区分別と処理方法の現状と今後

現状(令和2年度)								
鎌倉市			逗子市			葉山町		
区分別	処理方法	処理施設等	区分別	処理方法	処理施設等	区分別	処理方法	処理施設等
燃やすごみ	焼却	市施設	燃やすごみ	焼却	市施設	燃やすごみ	焼却 残渣→溶融	逗子市との共同処理
						プラスチックごみ	焼却	委託
植木剪定材	堆肥化等	委託	草・葉・植木ごみ	堆肥化等	市施設委託	植木剪定枝	堆肥化等	委託
不燃ごみ	リサイクル 焼却 溶融	市施設 (選別等は委託)	不燃ごみ	破砕・選別 リサイクル	市施設 (リサイクルは委託)	埋立ごみ	リサイクル 埋立	委託
						金属製調理器具	リサイクル	集団回収
						その他金属類	リサイクル	集団回収
粗大ごみ	リサイクル 焼却 溶融	市施設	粗大ごみ	破砕・選別 リサイクル	市施設 (リサイクルは委託)	粗大ごみ	破砕・選別	町施設
——	——	——	家庭金物	リサイクル	集団回収	——	——	——
危険有害ごみ	リサイクル	市施設 (選別等は委託)	危険有害ごみ	リサイクル	委託	——	——	——
——	——	——	小型家電	リサイクル	委託	小型家電	リサイクル	委託
使用済み食用油	リサイクル	委託	使用済み食用油	リサイクル	委託	廃食用油	リサイクル	委託
飲食用ビン	リサイクル	市施設	あきびん	リサイクル	委託	びん (無色・茶色・その他)	リサイクル	委託
飲食用カン	リサイクル	市施設	スチール缶	リサイクル	集団回収	スチール缶	リサイクル	集団回収
			アルミ缶	リサイクル	集団回収	アルミ缶	リサイクル	集団回収
ペットボトル	リサイクル	委託	ペットボトル	選別 リサイクル	市施設 (リサイクルは委託)	ペットボトル	リサイクル	委託
容器包装 プラスチック	リサイクル	委託	容器包装 プラスチック	選別 リサイクル	市施設 (リサイクルは委託)	容器包装 プラスチック	リサイクル	逗子市との共同処理
紙類	リサイクル	委託	紙類 (新聞・雑誌、段ボール、紙バック、ミックスペーパー)	リサイクル	集団回収	紙類 (新聞・雑誌・ダンボール)	リサイクル	集団回収
						紙バック	リサイクル	集団回収
ミックスペーパー	リサイクル	市施設 (選別等は委託)	布類	リサイクル	集団回収	ミックスペーパー	リサイクル	集団回収
布類	リサイクル	委託	廃乾電池	リサイクル	委託	布類	リサイクル	集団回収
——	——	——	廃蛍光管	リサイクル	委託	乾電池	リサイクル	委託
——	——	——	カセットテープ・CD	リサイクル	委託	蛍光管・電球	リサイクル	委託
製品プラスチック	リサイクル	委託	——	——	——	白色トレイ	リサイクル	委託
直接購入量	リサイクル 焼却	市施設 委託	——	——	——	——	——	——



今後(令和7年度)											
鎌倉市				逗子市				葉山町			
区分別	処理方法		処理施設等	区分別	処理方法		処理施設等	区分別	処理方法		処理施設等
燃やすごみ	焼却	残さ→溶融	逗子市との共同処理等	燃やすごみ	焼却	残さ→溶融	市施設委託	燃やすごみ	焼却	残渣→溶融	逗子市との共同処理
								プラスチックごみ	リサイクル	マテリアル燃料化	委託
植木剪定材	リサイクル	堆肥・チップ化	委託	草・葉・植木ごみ	リサイクル	堆肥・チップ化 保管後委託処理	市施設委託	植木剪定材	リサイクル	堆肥・チップ化	委託
生ごみ	リサイクル	堆肥化	市施設	生ごみ	リサイクル	堆肥化	葉山町との共同処理	生ごみ	資源化	堆肥化	町施設
不燃ごみ	リサイクル 焼却 溶融	資源物:資源化 可燃物:残さ→溶融 不燃残さ:破砕→溶融	市施設 (選別等は委託)	不燃ごみ	破砕・選別	資源物:資源化 可燃物:焼却 残さ:焼却	市施設	事業系生ごみ	資源化	バイオガス化	委託
								埋立ごみ	リサイクル 埋立	選別後埋立	委託
								金属製調理器具	リサイクル	集団回収	——
粗大ごみ	リサイクル 焼却 溶融	資源物:資源化 可燃物:残さ→溶融 不燃残さ:破砕→溶融	市施設	粗大ごみ	破砕・選別	資源物:資源化 可燃物:焼却 残さ:焼却	市施設	その他金属類	リサイクル	集団回収	——
——	——	——	——	家庭金物	リサイクル	集団回収	——	粗大ごみ	破砕・選別	資源物:資源化 可燃物:焼却	町施設
危険有害ごみ	リサイクル	資源物:資源化 可燃物:残さ→溶融 不燃残さ:破砕→溶融	市施設 (選別等は委託)	危険有害ごみ	リサイクル	保管後委託処理	委託	家庭金物	——	——	——
——	——	——	——	小型家電	リサイクル	保管後委託処理	委託	有害ごみ	——	——	——
使用済み食用油	リサイクル	保管後委託処理	委託	使用済み食用油	リサイクル	保管後委託処理	委託	小型家電	リサイクル	保管後委託処理	委託
飲食用ビン	リサイクル	選別→圧縮→売却	市施設	あきびん	リサイクル	保管後委託処理	委託	使用済み食用油	リサイクル	保管後委託処理	委託
飲食用カン	リサイクル	選別→圧縮→売却	市施設	スチール缶	リサイクル	集団回収	——	あきびん	リサイクル	保管後→指定法人	委託
				アルミ缶	リサイクル	集団回収	——	スチール缶	リサイクル	集団回収	——
ペットボトル	リサイクル	圧縮・梱包→売却	委託	ペットボトル	リサイクル	圧縮・梱包→指定法人	市施設	アルミ缶	リサイクル	集団回収	——
容器包装 プラスチック	リサイクル	圧縮・梱包→指定法人	委託	容器包装 プラスチック	リサイクル	圧縮・梱包→指定法人	市施設	ペットボトル	リサイクル	保管後委託処理 →指定法人	委託
紙類	リサイクル	圧縮・梱包→売却	委託	紙類 (新聞・雑誌、段ボール、紙バック、ミックスペーパー)	リサイクル	集団回収	——	容器包装 プラスチック	リサイクル	圧縮・梱包→指定法人	逗子市との共同処理
ミックスペーパー	リサイクル	圧縮・梱包→売却	市施設 (選別等は委託)	布類	リサイクル	集団回収	——	紙類 (新聞・雑誌・ダンボール)	リサイクル	集団回収	——
布類	リサイクル	選別→売却	委託	廃乾電池	リサイクル	保管後委託処理	委託	紙バック	リサイクル	集団回収	——
——	——	——	——	廃蛍光管	リサイクル	保管後委託処理	委託	ミックスペーパー	リサイクル	集団回収	——
——	——	——	——	カセットテープ・CD	リサイクル	保管後委託処理	委託	布類	リサイクル	集団回収	——
製品プラスチック	リサイクル	資源物:資源化	委託	——	——	——	——	廃乾電池	リサイクル	保管後委託処理	委託
紙おむつ	リサイクル	資源物:資源化	市施設 または民間委託	——	——	——	——	廃蛍光管	リサイクル	保管後委託処理	委託
混合ごみ	リサイクル	資源物:資源化	委託	——	——	——	——	白色トレイ	リサイクル	保管後委託処理	委託
皮革製品	リサイクル	資源物:資源化	委託	——	——	——	——	——	——	——	——
可燃残さ	リサイクル	資源物:資源化	委託	——	——	——	——	——	——	——	——

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

表4の分別区分で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 交付対象事業として整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)
1	有機性廃棄物 リサイクル推 進施設	鎌倉市生ごみ資源化施 設整備事業	未定	鎌倉市	(R5～R10)
2	有機性廃棄物 リサイクル推 進施設	(仮称) 葉山町生ごみ 資源化施設整備事業	10 t / 日	葉山町堀内 2286 番地	R3～R6
3	マテリアルリ サイクル推進 施設	(仮称) 葉山町ストッ クヤード整備事業 (40t/日焼却炉解体工 事を含む)	430 m ²	葉山町堀内 2286 番地	R3～R6
4	廃棄物運搬中 継施設	(仮称) 葉山町サテラ イトセンター整備事業	19 t / 日	葉山町堀内 2286 番地	R3～R6

(整備理由)

事業番号1 新たな資源化施設として、生ごみ資源化施設の建設を検討する。

事業番号2 家庭から排出される生ごみについて、焼却量の削減及び資源化を目的に、新たに生ごみの資源化施設を建設する。

事業番号3 直接資源化される資源物等の一次保管場所を整備することにより、効率的なりサイクルの推進を図る。

事業番号4 可燃ごみを逗子市へ効率的に中継輸送し、事業系可燃ごみ中の生ごみ等の資源物を
中継輸送することで、施設の集約化及び効率的なりサイクルの推進を図る。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、鎌倉市では表6-1、葉山町では表6-2のとおり行う。

表6-1 合併処理浄化槽への移行計画(鎌倉市)

事業名	直近の整備済 基数(基) (平成28年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	0	12	60	H30～R6
公共浄化槽等整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	0	12	60	

表6-2 合併処理浄化槽への移行計画(葉山町)

事業名	直近の整備済 基数(基) (平成28年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	1	418	1,172	H30～R6
公共浄化槽等整備推進事業				
その他地方単独事業				
合計	1	418	1,172	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表7のとおり計画支援事業を行う。また、計画期間以降に整備する予定のごみ中継施設（サテライトセンター）に係る計画支援事業を行う。

表7 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間 (全体事業期間)
1	鎌倉市生ごみ資源化施設整備事業に関する調査事業（事業番号1）	地質調査等	(R4～R8)
	鎌倉市生ごみ資源化施設整備事業に関する発注支援業務（事業番号1）	発注支援業務等	R4～R6 (～R8) (第二次計画に継続して整備)
2	(仮称)葉山町生ごみ資源化施設整備(事業番号2)に係る測量調査事業	測量調査	H30
	(仮称)葉山町生ごみ資源化施設整備(事業番号2)に係る基本計画策定等事業	施設整備基本計画策定(配置・詳細規模等)	H30
	(仮称)葉山町生ごみ資源化施設整備(事業番号2)に係る造成設計等事業	造成設計等(プロポーザル要求水準書作成等含む)	R1
	(仮称)葉山町生ごみ資源化施設整備(事業番号2)に係る支援事業	事業者選定アドバイザリ業務	R3
	(仮称)葉山町生ごみ資源化施設整備(事業番号2)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	R3
3	(仮称)葉山町ストックヤード整備(事業番号3)に係る測量調査事業	測量調査	H30
	(仮称)葉山町ストックヤード整備(事業番号3)に係る廃焼却施設解体事前調査事業	土壌汚染調査計画策定	H30
	(仮称)葉山町ストックヤード整備(事業番号3)に係る基本計画策定等事業	施設整備基本計画策定(配置・詳細規模・ダイオキシン調査等)	H30
	(仮称)葉山町ストックヤード整備(事業番号3)に係る土壌汚染環境調査事業	土壌汚染状況調査	R1
	(仮称)葉山町ストックヤード整備(事業番号3)に係る造成設計等事業	造成設計等(プロポーザル要求水準書作成等含む)	R1
	(仮称)葉山町ストックヤード整備(事業番号3)に係る支援事業	事業者選定アドバイザリ業務	R3
4	(仮称)葉山町サテライトセンター整備(事業番号4)に係る支援事業	事業者選定アドバイザリ業務	R3
5	鎌倉市ごみ中継施設(サテライトセンター)整備に係る調査事業	地質調査等	R4～R6

	鎌倉市ごみ中継施設(サテライトセンター)整備に係る支援事業	発注支援業務等	R4～R6
--	-------------------------------	---------	-------

(5-1) その他の施策（鎌倉市）

ア 不法投棄対策

全市で30人委嘱しているまち美化推進員をはじめ、市民から通報を受け、不法投棄物の迅速な回収・処理を心がけ、新たな不法投棄の防止に努めるとともに、神奈川県と合同で年6回、山林や道路際、谷戸など不法投棄されやすい場所をパトロールしている。

また、不法投棄されやすい場所には防止看板を設置するなど防止策を講じている。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災及び風水害等の災害発生時における市民の生活環境の早期回復と環境衛生の確保を目指し、迅速かつ適正に災害時の廃棄物処理を行う体制を構築するため、平成19年5月に「鎌倉市災害廃棄物等処理計画」を策定した。その後、平成30年3月に、東日本大震災を初めとする災害廃棄物の処理に関する多くの教訓を踏まえ、東日本大震災等をもとに改定された国の災害廃棄物対策指針（平成26年3月）に基づき、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）との整合を図り、名称を「鎌倉市災害廃棄物処理計画」と改め、改訂を行った。

当該計画において、「地震災害」は、神奈川県災害廃棄物処理計画の中で30年以内に発生する確率が70%とされる都心南部直下地震及び南海トラフ巨大地震を想定し、「風水害」は平成16年に発生した台風22号及び23号を想定している。

収集体制は、被災しなかった地域は通常の収集を行うことを基本とし、被災した地域についても、災害廃棄物と生活ごみ及び避難所ごみに分けて収集を行う。また、災害廃棄物は、市民及び事業者ともに仮置場に分別して持込むことを原則とする。

処理体制については、平常時の処理体制を基本とするが、被災した地域から出る災害廃棄物処理については、処理できないものを広域処理や県への事務委託等により行う。

災害時に発生するし尿は、深沢クリーンセンターに投入すること基本とするが、施設の被災状況により使用できない場合は、市の下水道処理施設（山崎浄化センター、七里ガ浜浄化センター、ポンプ場）に、直接投入の検討を行う。

仮置場については、都心南部直下地震では約9万㎡、南海トラフ巨大地震では約19.5万㎡が必要と想定される。それに対して、鎌倉市の仮置場の候補地の面積は約20万㎡（平成29年度時点）となっている。各仮置場の候補地は使用要件及び発災時の候補地の状況や他の使用目的との重複などにおいて、さまざまな使用上の制約があることから、全ての候補地が使用できるとは限らない。仮置場として使用できる場所が少ない鎌倉市において、十分な面積の仮置場を確保することは難しく、確保できないと判断した場合は、神奈川県に対して広域処理や事務委託を要請することを想定する。

当該計画は、3年ごとに記載事項の変更の有無や、訓練等の経験を踏まえて、見直すものとし、また、その他、訓練や他の発災地域での経験を踏まえて、国指針等による新たな知見が示された場合等、状況の変化に応じて、より現実的で実行可能な計画となるよう見直しを図るものとしている。

ウ 廃家電・使用済み小型廃家電のリサイクルに関する普及啓発

不要になった家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機・衣

類乾燥機)の処分方法については、家電リサイクル法に基づく適切な回収、再商品化がなされるため広報紙、ホームページ、資源物とごみの分け方・出し方に関するパンフレットなどで市民に周知している。

また、家電小売店で回収できない場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者のうち家電リサイクル券に対応可能な業者の情報を市民に提供している。

使用済み小型廃家電のリサイクルについては、「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」で定める認定事業者にて適切に処理を行うとともに、特にパソコンについては、協定を締結した民間事業者による回収を周知することで、資源化を推進している。

エ まち美化の推進

かながわ海岸美化財団と連携するボランティア団体の協力による海岸清掃、クリーンアップかまくら連絡会との協働で市内外多数の参加による「クリーンアップかまくら」全市一斉清掃の年2回実施している。さらにボランティアの地域住民や企業等が市と合同で道路や公園、海岸など一定の公共の場所を定期的に清掃活動を行うアダプト・プログラム制度等、市民の自主的な活動を支援している。

これまで路上喫煙マナーの向上に期待した取組から、平成20年9月に鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例を公布し、散乱ごみの大半を占めてきた吸殻の散乱防止を強化した。

さらに、平成20年度からは落書きのないまちづくり行動計画に基づき、神奈川県、神奈川県警、東京電力等市内に工作物を所有する施設管理者と円滑な連携を図り、落書きの被害に迅速に対応し、まちの美化を推進している。

(5-2) その他の施策 (逗子市)

ア 不法投棄対策

逗子市では、不法投棄を未然に防ぐため、市内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置する。特に悪質なケースについては、警察と協力して放棄者の摘発に努める。

また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国・県が行っており、市はこれらの機関と連携して防止対策を進める。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地震災害等に伴い発生した災害廃棄物については、「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」に基づいて、県及び周辺自治体のほか産業廃棄物協会・建設業協会等の関連団体の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていくものとする。

また、「逗子市災害廃棄物処理計画」を令和2年度に策定した。

ウ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行う。

エ 環境美化対策

道路沿いの散乱ごみに対して、委託業者により定期的に回収をおこない環境美化に努めており、今後も継続して実施していく。

また、きれいで清潔な環境維持のため、空き缶、吸殻等の散乱を防止し、美化、清掃活動に努めることによって、良好な都市環境の形成を図ることを目的として「逗子市空き缶等の散乱防止等に関する条例」を平成 10 年に制定し、夏期に逗子海岸でマナーアップキャンペーン等を実施しており、今後も継続して実施していく。

(5-3) その他の施策(葉山町)

ア 不法投棄対策

葉山町では、不法投棄を未然に防ぐため、町内の監視パトロールを実施し、また、常習箇所には、不法投棄防止警告看板を設置する。特に悪質なケースについては、警察と協力して放棄者の摘発に努める。

また、河川、国道・県道への不法投棄の対応は、それぞれの管理者である国・県が行っており、町はこれらの機関と連携をして防止対策を進める。

イ 災害時の廃棄物処理に関する事項

地震災害等に伴い発生した災害廃棄物については、「災害廃棄物対策指針」及び「神奈川県災害廃棄物処理業務マニュアル」等に基づいて、県及び周辺自治体のほか産業廃棄物協会・建設業協会等の関連団体の支援・協力を得ながら、迅速かつ円滑に除去するとともに、可能な限り現有施設で適正な処理処分を行っていくものとする。

また、災害廃棄物処理計画については、検討中であり、令和 3 年度策定を目途に準備を進めている。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、神奈川県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。